平成２２年（フ）第１１６７号
東京都西多摩郡日の出町大字平井2196番地380
債務者　小林恵美子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１６８号
東京都西多摩郡日の出町大字平井2196番地380
債務者　小林　敦司
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１８３号
東京都三鷹市牟礼４丁目17番13号ハイツトキワ106
債務者　阿藤　秀夫
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２０４号
東京都あきる野市菅生1351番地
債務者　川口　恵美
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２０５号
東京都町田市根岸町396番地ファミールM201
債務者　上林瑠衣子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２０７号
東京都町田市高ケ坂1242番地５愛川パレスＣ―202
債務者　中丸　一平
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２０８号
東京都町田市高ケ坂1242番地５愛川パレスＣ―202
債務者　中丸　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２１３号
東京都福生市志茂28番地２フォルテシモＬＰ405号室
債務者　米津　和彦
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２２４号
東京都昭島市大神町４丁目26番４号
債務者　鈴木恵美子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２２５号
東京都昭島市大神町４丁目26番４号
債務者　鈴木　啓司
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２８３号
長崎県佐世保市松山町100番地
債務者　川原　和憲
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
長崎県佐世保市大野町20番地７　エーコーマンション202号、旧住所長崎県長崎市高尾町42番８号　メゾンエクセル三原台101
債務者　松尾　忠浩
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２９７号
長崎県佐世保市今福町６番12号、旧住所長崎県西海市大島町3531番地４
債務者　江頭　弘身
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３７９号
青森市大字泉野字野脇22番地
債務者　小笠原かつ枝
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８２号
青森市大字大野字山下171番地15　原子アパート２号
債務者　佐々木一政
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２９号
青森市北金沢２丁目６番19号　シーシャインⅡ103号
債務者　小笠原清人
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係